

## 信州ジビエ商品開発者募集要領

信州ジビエ研究会（以下「研究会」という。）では、長野県から委託を受け、長野県内で捕獲されたシカの肉（以下「信州産シカ肉」という。）を使用した食品等を開発する方を、以下のとおり募集します。

### 1 目的

美味しい信州産シカ肉をより多くの方に食べていただく機会を増やすため、販売用の加工食品、飲食店等で提供するジビエ料理及びジビエを広く普及するためのレシピの開発を支援する。

### 2 定義

開発する商品等は、信州産シカ肉を使用するものとし、次の3部門とする。

#### (1) 加工食品

商品開発後、販売することを目的とした信州産シカ肉を加工処理した食品。

#### (2) ジビエ料理

完成後、飲食店等で提供することを目的とした信州産シカ肉を使った料理。

#### (3) レシピ

普及のため広く一般に公表する信州産シカ肉を使った料理の作り方。

### 3 募集要件

#### (1) 募集対象者

信州産シカ肉の魅力が伝わる加工食品や料理及びレシピを開発し、販売や普及を目指す個人、団体又は企業。

#### (2) 開発の条件

ア 信州産シカ肉を使用する（加工食品に使用する部位は、ロースやモモ以外を優先します）。

イ 加工食品及びジビエ料理を開発後は、販売又は飲食店等での提供を目指すものとする。

ウ 試作時には、「しあわせ信州食品開発センター（長野県工業技術総合センター食品技術部門）」（以下、「センター」という。）試作加工施設等を利用することができる。

エ 試作品の試食評価は、センター施設にて行う（合同試食評価会も予定しています）。

オ センターの利用に当たっては、事前にセンター職員と打ち合わせするものとする。

### 4 募集人数

20名程度

応募者多数の場合は、開発内容を考慮し、研究会において商品開発者を決定する。

- ・ 決定に関する基準や内容についてのお問い合わせには、お答えできませんのでご了承ください。

### 5 募集期間

平成27年8月11日(火)から8月31日(月)まで(郵送の場合、8月31日までの消印有効)

## 6 支援内容

- (1) センターの協力により、開発に向けた相談等を行い支援します。
- (2) 商品開発において、あらかじめ研究会の承認を受けた、信州産シカ肉購入費用、センターに係る費用、加工用資材代及び助言者への謝金については、研究会が負担する。  
ただし、1者当たりの上限目安額は10万円程度とし、費用負担方法については別に定める。
- (3) 販売等にあたっては、肉の供給元、商品化にあたっての事業者の紹介、開発した商品、料理、レシピのPR等について支援します。

## 7 開発手順（基本例：センターの設備を利用する例）

- (1) センターにて、試作方法等について研究員と打ち合わせ
- (2) 材料の準備
- (3) センターの試作加工装置又はキッチン等を使用し試作
- (4) センターのテイスティング棟にて評価
  - ・ 試作や評価の段階で、外部の専門的知識を持つ者の助言を受けることも可能です。

## 8 応募方法

別紙1申込書及び別紙2計画書に必要事項を記入の上、募集期間内に信州ジビエ研究会（後記12問合せ先参照）まで提出する（電子メール、FAX可）。

- ・ 郵送の場合は、封筒に「信州ジビエ商品開発 申込書在中」と朱書き願います。
- ・ 電子メール、FAXの場合は、受信した旨の返信をするので、当所からの返信が無い場合には、連絡願います。

## 9 決定通知

商品開発者として決定された者には、その旨を書面（電子メール含む）で通知する。

- ・ 決定時に、センターの加工機器及び申込み方法等の説明会の開催について通知しますので、ご出席願います。

## 10 成果の報告

商品開発者は、開発した商品等について、別紙3報告書により、開発の経過を撮影した写真を添付し、研究会に報告するものとする。

研究会は、商品名、商品写真、開発者氏名（所属団体名）、使用した加工用機器、料理のレシピ（レシピ開発の場合）を公表する。なお、開発後の商品等は商品開発者に属するものとする。

また、研究会は、商品開発経過及び開発後の効果等を把握するため、商品開発者に報告を求められることができるものとする。

## 11 その他

- (1) 開発した商品等については、冬季開催予定のジビエ料理コンテスト（仮称）にて広く周知を図る予定ですので、出品時期に合わせて開発願います。
- (2) シカ肉加工食品の製造や、ジビエ料理の提供を行う場合には、食品衛生法に基づく営業許可が必要です。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/kenko/shokuhin/shokuhin/shokuhin/shiseitetuduki.html>

また、シカ肉加工食品を製造販売する場合には、製品に食品表示法に基づく表示を行う必要があります。

<http://www.caa.go.jp/foods/index18.html>

営業許可の取得や食品表示についての詳細につきましては、製造・提供を行う施設を管轄する保健福祉事務所（保健所）窓口へご相談願います。

- (3) 商品には、報告書により報告された仕様のものに限り、研究会が県から受託した事業により、開発されたものである旨の記載が可能です。
- (4) 商品の企画やパッケージデザイン等について、他機関の専門的知識を持つ者の助言を受けることも可能です。
- (5) 要領に定めていない事項や疑義が生じた場合は、関係者と協議の上決定することとします。

## 12 お問合せ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県庁 鳥獣対策・ジビエ振興室内 信州ジビエ研究会事務局

電話：026-235-7273(直通) FAX：026-235-7279

電子メール：[shinshu.gibier@gmail.com](mailto:shinshu.gibier@gmail.com)